

一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業）の許可の申請に関する審査基準及び細部取扱いについて

<p>一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業）の許可等の申請に関する審査基準について</p> <p>（制定 平成16年4月1日 近運自二公示第72号） （改正 平成16年7月27日 近運自二公示第18号） （改正 平成17年4月28日 近運自二公示第10号） （改正 平成18年9月29日 近運自二公示第25号） （改正 平成19年8月13日 近運自二公示第26号） （改正 平成20年6月30日 近運自二公示第22号） （改正 平成21年10月1日 近運自二公示第44号） （改正 平成21年11月30日 近運自二公示第56号）</p>	<p>「一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業）の許可等の申請に関する審査基準について」の細部取扱いについて</p> <p>（平成16年4月1日 近運自二第1322号） （平成16年7月27日 近運自二第500号） （平成17年4月28日 近運自二第148号） （平成18年9月29日 近運自二第697-2号） （平成19年8月13日 近運自二第410-2号） （平成20年6月30日 近運自二第286号） （平成21年10月1日 近運自二第616号） （平成21年11月30日 近運自二第793号）</p>
<p>要介護者等の輸送サービス（以下「ケア輸送サービス」という。）を行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業（以下「福祉輸送事業」という。）の許可等の申請について、道路運送法（昭和26年法律第183号）に基づく審査基準を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p>平成21年11月30日</p> <p style="text-align: right;">近畿運輸局長 原 喜信</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 福祉輸送事業の許可の対象となるケア輸送サービスの範囲 （1）業務の範囲 以下に掲げる者及びその付添人の輸送であって、当該運送の引受けを営業所のみにおいて行う輸送に限る。</p> <p>① 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者 ② 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者 ③ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者</p>	<p style="text-align: right;">平成21年11月30日</p> <p style="text-align: right;">近畿運輸局 自動車交通部長</p> <p>「一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業）の許可等の申請に関する審査基準について（制定平成16年4月1日付け近運自二公示第72号。以下「福祉輸送事業限定許可通達」という。）」は、平成21年11月30日付け近運自二公示第56号をもって改正公示したところであるが、申請事案の審査事務について、さらなる迅速化、透明化等を図るため、事務処理に係る細部の取扱いを下記のとおり定めたので留意されたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 福祉輸送事業の許可の対象となるケア輸送サービスの範囲</p>

④ 上記①～③に該当する者のほか、肢体不自由、内部障害、知的障害及び精神障害その他の障害を有する等により単独での移動が困難な者であつて、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な者

⑤ 消防機関又は消防機関と連携するコールセンターを介して、患者等搬送事業者による搬送サービスの提供を受ける患者

(2) 使用する事業用自動車

使用する事業用自動車は、以下の①・②に掲げる自動車とする

① 車いす若しくはストレッチャーのためのリフト、スロープ、寝台等の特殊な設備を設けた自動車、又は回転シート、リフトアップシート等の乗降を容易にするための装置を設けた自動車（以下「福祉自動車」という。）。

なお、福祉自動車に乗務する者は、以下のいずれかの要件を満たすよう努めなければならない。

ア 社団法人全国乗用自動車連合会等が実施するケア輸送サービス従事者研修（以下「ケア輸送サービス従事者研修」という。）を修了していること。

イ 財団法人全国福祉輸送サービス協会が実施する福祉タクシー乗務員研修を修了していること。

ウ 介護福祉士の資格を有していること。

エ 訪問介護員の資格を有していること。

オ サービス介助士の資格を有していること。

② ①によらず、セダン型等の一般車両を使用する場合にあつては、以下の要件のいずれかを満たした者が乗務する自動車

ア ケア輸送サービス従事者研修を修了していること。

イ 介護福祉士の資格を有していること。

ウ 訪問介護員の資格を有していること。

エ 居宅介護従業者の資格を有していること。

(2) 使用する事業用自動車

②について

- ・ 運転者として乗務することを基本とするが、運転者とは別に介護福祉士等が乗務する場合も含めることができることとする。

2. 営業区域

(1) 府県を単位とするものであること。

ただし、府県の境界に接する市町村（政令指定都市にあつては区をいう。以下同じ。）に営業所を設置する場合にあつては、山岳、河川、海峡等地形・地勢的要因による隔たりがなく、経済事情等に鑑み同一地域と認められる隣接府県の隣接する市町村（政令指定都市にあつては区をいう。以下「隣接市町村」という。）であつて、近畿運輸局長が適当と認める場合には、隣接市町村を含む区域を営業区域とすることができる。

なお、隣接市町村を含む区域を設定した後に、合併等により、当該市町村

2. 営業区域

(1)について

①同一地域と認められる隣接市町村の判断

山岳、河川、海峡等地形・地勢的要因による隔たりがなく、経済事情等に鑑み同一地域と認められる隣接市町村の判断については、「一般貸切旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請の処理について」（平成11年12月13日付け自旅第128号・自環第241号）の別紙1.（1）営業区域の規定に基づく一般貸切旅客自動車運送事業における取扱いに準じて判断するものとする。

の区域が変更された場合は、従前の区域を営業区域とする。

②近畿運輸局長が適当と認める場合の判断

近畿運輸局長が適当と認める場合の判断については、次のいずれにも該当するものであることとする。

- (イ) 隣接市町村の長、学校、病院、福祉施設等の施設管理者等から、申請者に対し、隣接市町村の地域を発地又は着地とする要介護者等の輸送（既存の営業区域が発地又は着地となる場合を除く。）について、文書による要請があること。
- (ロ) 申請者が事業許可取得後3年以上経過していること。

③申請方法等

(イ) 事業計画の変更の認可の取扱い

隣接市町村を含む区域を営業区域とする場合は、事業規模の拡大に該当することから事業計画の変更の認可申請を行わせるものとする。

なお、申請者等が「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の許可及び認可等の申請に関する審査基準について」（平成21年10月1日付け近運自ニ公示第43号）2.（2）のすべてに該当するものであること等法令遵守の点で問題のないことについて審査することとする。

(ロ) 運賃及び料金の適用

隣接市町村における運賃・料金は、隣接市町村の区域に係る輸送を引受ける営業所（福祉輸送事業限定許可通達の2.（1）の府県の境界に接する市町村に設置する営業所をいう。以下同じ。）の所在する地域において適用されている運賃・料金を適用するものとし、隣接市町村に係る運賃・料金の設定認可申請を行わせるものとする。

(ハ) 事案の経由

本件申請については、営業所の所在する土地を管轄する運輸支局等を經由して行わせるものとする。

④事業計画の変更の認可に係る登録免許税

事業計画の変更の認可に係る営業区域が、近畿運輸局の管轄区域を超える場合には、登録免許税法（昭和42年法律第35号）別表第1第125号（2）ロの規定による登録免許税が課される旨通知するものとする。

(2) 営業区域に営業所を設置するものであること。

3. 営業所

配置する事業用自動車に係る運行管理及び利用者への営業上の対応を行う事務所であって、次の各事項に適合するものであること。

- ① 営業区域内（2.（1）ただし書きによる隣接市町村の区域を除く。）にあること。

3. 営業所

<p>なお、複数の営業区域を有するものにあつては、それぞれの営業区域内にあること。</p> <p>② 申請者が、土地、建物について3年以上の使用権原を有するものであること。</p> <p>③ 建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）、消防法（昭和23年法律第186号）、農地法（昭和27年法律第229号）等関係法令の規定に抵触しないものであること。</p> <p>④ 事業計画を的確に遂行するに足る規模のものであること。</p>	<p>②について</p> <ul style="list-style-type: none"> 自己保有の場合は登記簿謄本、借用の場合は契約期間が概ね3年以上の賃貸借契約書の提示又は写しの提出をもって、使用権原を有するものとする。 ただし、賃貸借契約期間が3年未満であっても、契約期間満了時に自動的に当該契約が更新されるものと認められる場合に限っては、使用権原を有するものとみなす。 その他の書類（借用の場合の登記簿謄本及び建物所有者の印鑑証明書等）については、提示又は写しの提出を求めないこととする。 <p>③について</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係法令に抵触しない旨の宣誓書の添付を求めることとし、その他の書類については、提示又は写しの提出を求めないこととする。
<p>4. 事業用自動車 申請者が使用権原を有するものであること。</p>	<p>4. 事業用自動車</p> <ul style="list-style-type: none"> リース車両については、リース契約期間が概ね1年以上であることとし、当該契約に係る契約書の提示又は写しの提出をもって、使用権原を有するものとする。 営業区域を遵守した適切な営業を確保するため、近畿運輸局の表示通達によるものであること。
<p>5. 最低車両数 (1) 申請する営業区域において、営業所に1両以上の事業用自動車を配置するものであること。 (2) (1)の車両数については、同一営業区域内に複数の営業所を設置する場合にあつては、いずれの営業所においても1両以上の事業用自動車を配置するものであること。</p>	<p>5. 最低車両数</p>
<p>6. 自動車車庫 (1) 原則として営業所に併設するものであること。 ただし、併設できない場合は、営業所から直線で2キロメートル以内の営業区域内にあつて運行管理をはじめとする管理が十分可能であること。</p>	<p>6. 自動車車庫 (1)について</p> <ul style="list-style-type: none"> 1営業所に対して著しく多くの自動車車庫を設置する等不自然な形態での事業用自動車の分散配置は、適切な運行管理が行われないおそれが高いことから認めないこととする。 運行管理をはじめとする管理については、運行管理のほか、事業用自動

<p>(2) 車両と自動車車庫の境界及び車両相互間の間隔が50センチメートル以上確保され、かつ、営業所に配置する事業用自動車の全てを収容できるものであること。</p> <p>(3) 他の用途に使用される部分と明確に区画されているものであること。</p> <p>(4) 申請者が、土地、建物について3年以上の使用権原を有するものであること。</p> <p>(5) 建築基準法、都市計画法、消防法、農地法等関係法令に抵触しないものであること。</p> <p>(6) 事業用自動車の点検、整備及び清掃のための施設が設けられていること。</p> <p>(7) 事業用自動車の出入りに支障がない構造であり、前面道路が車両制限令（昭和36年政令第265号）に抵触しないものであること。 なお、前面道路が私道の場合にあっては、当該私道の通行に係る使用権原を有する者の承認があり、かつ、当該私道に接続する公道が車両制限令に抵触しないものであること。</p>	<p>車の車内の掲示、点検整備、応急用器具等の備付等の管理であって、事業計画に照らし個別に判断することとする。</p> <p>(4)について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3. ②に同じ。 <p>(5)について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3. ③に同じ。 <p>(6)について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 整備とは、自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）第6条に規定されている調整を意味する。 <p>(7)について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路幅員証明書を求め確認することとする。ただし、前面道路が出入りに支障がないことが明らかな場合は、この限りでない。
<p>7. 休憩、仮眠又は睡眠のための施設</p> <p>(1) 原則として営業所又は自動車車庫に併設されているものであること。 ただし、併設できない場合は、営業所及び自動車車庫のいずれからも直線で2キロメートルの範囲内にあること。</p> <p>(2) 事業計画を的確に遂行するに足る規模を有し、適切な設備を有するものであること。</p> <p>(3) 他の用途に使用される部分と明確に区画され、かつ、事業計画に照らし運転者が常時使用することができるものであること。</p> <p>(4) 申請者が、土地、建物について3年以上の使用権原を有するものであること。</p> <p>(5) 建築基準法、都市計画法、消防法、農地法等関係法令に抵触しないものであること。</p>	<p>7. 休憩、仮眠又は睡眠のための施設</p> <p>(4)について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3. ②に同じ。 <p>(5)について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3. ③に同じ。
<p>8. 管理運営体制</p> <p>(1) 法人にあっては、当該法人の役員のうち1名以上が専従するものであること。</p>	<p>8. 管理運営体制</p> <p>(1)について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 専従する役員のうち1名は、11. (1)の法令試験に合格した者であることとする。

- (2) 営業所ごとに、配置する事業用自動車の数により義務づけられる常勤の有資格の運行管理者の員数を確保する管理計画があること。この場合において、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号、以下「運輸規則」という。）第22条第1項に基づき近畿運輸局長が指定する地域において法第23条の2第1項第2号の規定により運行管理者資格者証の交付を受けた者を運行管理者として選任する場合には、申請に係る営業区域において5年以上の実務の経験を有するものであること。
- (3) 運行管理を担当する役員等運行管理に関する指揮命令系統が明確であること。
- (4) 自動車車庫を営業所に併設できない場合は、自動車車庫と営業所とが常時密接な連絡をとれる体制が整備されるとともに、点呼等が確実に実施される体制が確立されていること。
- (5) 事故防止についての教育及び指導体制を整え、かつ、事故の処理及び自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）に基づく報告等の責任体制その他緊急時の連絡体制及び協力体制について明確に整備されていること。
- (6) 上記(2)～(5)の事項等を明記した運行管理規程が定められていること。
- (7) 運輸規則第36条第2項に基づく運転者として選任しようとする者に対する指導を行うことができる体制が確立されていること。
- (8) 運転者に対して行う営業区域内の地理及び利用者等に対する応接に関する指導監督に係る指導要領が定められているとともに、当該指導監督を総括処理する指導主任者が選任されていること。
- (9) 原則として、常勤の有資格の整備管理者の選任計画があること。
ただし、一定の要件を満たすグループ企業（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び第4号に定める子会社及び親会社の関係にある企業及び同一の親会社を持つ子会社をいう。）に整備管理者を外部委託する場合は、事業用自動車の運行の可否の決定等整備管理に関する業務が確実に実施される体制が確立されていること。
- (10) 利用者等からの苦情の処理に関する体制が整備されていること。

9. 運転者

- (1) 事業計画を遂行するに足る員数の有資格の運転者を常時選任する計画があ

(2)について

- ・ 旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第47条の9に規定する要件を満たす計画を有するものとする。
- ・ 申請に係る営業区域において5年以上の実務経験を有するか否かについては、選任を予定する運行管理者の職務経歴書等の提出を求め確認することとする。

(3)について

- ・ 複数の運行管理者を選任する営業所において運行管理者の業務を統括する運行管理者が運行管理規程により明確化されていることを含め、運行管理責任が分散しないような指揮命令系統を有するものとする。

(4)について

- ・ 常時密接な連絡をとれる体制とは、連絡網が規定されている等の趣旨であり、個別に判断するものとする。
- ・ 原則として、乗務員の点呼は対面により実施することとする。

(7)について

- ・ 別に定める基準を満たす指導を行う体制を有するものとする。

(9)について

- ・ グループ企業に整備管理者を外部委託する場合は、「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」（平成15年3月18日、国自整第216号）5-3②に規定される要件を満たす計画を有するものとする。

(10)について

- ・ 旅客自動車運送事業運輸規則第3条に規定するところにより、苦情を処理することが可能な体制を有するものとする。

9. 運転者

ること。

- (2) この場合、適切な乗務割、労働時間、給与体系を前提としたものであって、労働関係法令の規定に抵触するものでないこと。
- (3) 運転者は、運輸規則第36条第1項各号に該当する者ではないこと。
- (4) 定時制乗務員を選任する場合には、適切な就業規則を定め、適切な乗務割による乗務日時の決定等が適切になされるものであること。

10. 資金計画

(1) 所要資金の見積りが適切であり、かつ、資金計画が合理的かつ確実なものであること。

なお、所要資金は次の(イ)～(ト)の合計額とし、各費用ごとに以下に示すところにより計算されているものであること。

- (イ) 車両費 取得価格(未払金を含む)又はリースの場合は1年分の賃借料等
 - (ロ) 土地費 取得価格(未払金を含む)又は1年分の賃借料等
 - (ハ) 建物費 取得価格(未払金を含む)又は1年分の賃借料等
 - (ニ) 機械器具及び什器備品 取得価格(未払金を含む)
 - (ホ) 運転資金 人件費、燃料油脂費、修繕費等の2か月分
 - (ヘ) 保険料等 保険料及び租税公課(1年分)
 - (ト) その他 創業費等開業に要する費用(全額)
- (2) 所要資金の50%以上、かつ、事業開始当初に要する資金の100%以上の自己資金が、申請日以降常時確保されていること。なお、事業開始当初に要する資金は、次の(イ)～(ハ)の合計額とする。
- (イ) ① (イ)に係る頭金及び2か月分の分割支払金、又は、リースの場合は2か月分の賃借料等。ただし、一括払いによって取得する場合は、①(イ)と同額とする。
 - (ロ) ① (ロ)及び(ハ)に係る頭金及び2か月分の分割支払金、又は、2か月分の賃借料及び敷金等。ただし、一括払いによって取得する場合は、①(ロ)及び(ハ)と同額とする。
 - (ハ) ① (ニ)～(ト)に係る合計額

11. 法令遵守

- (1) 申請者又は申請者が法人である場合にあってはその法人の業務を執行する常勤の役員が、一般乗用旅客自動車運送事業の遂行に必要な法令の知識を有するものであること。
- (2) 健康保険法、厚生年金法、労働者災害補償保険法、雇用保険法(以下「社

10. 資金計画

(1)～(2)について

- ・ 道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第6条第1項第2号に規定する添付書類は、別添様式を例とする。
- ・ 自己資金には、当該申請事業に係る預貯金のほか、預貯金以外の流動資産を含めることができることとする。
- ・ 預貯金額は、申請日時点及び処分までの適宜の時点の残高証明書等の提示又は写しの提出をもって確認するものとする。
- ・ 預貯金以外の流動資産額については、申請日時点の見込み貸借対照表等をもって確認するものとする。
- ・ その他道路運送法施行規則第6条第1項第6号から第9号に規定する添付書類を基本とし審査することとする。

11. 法令遵守

(1)について

- ・ 必要な法令の知識については、専従の役員1名が近畿運輸局等が行う法令試験に合格することをもって、これを有するものとする。

(2)について

会保険等」という。)に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に加入すること。

(3) 申請者又は申請者が法人である場合にあってはその法人の業務を執行する常勤の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。)(以下「申請者等」という。)が、次の(イ)から(チ)のすべてに該当する等法令遵守の点で問題のないこと。

(イ) 法、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)及びタクシー業務適正化特別措置法(昭和45年法律第75号)等の違反により申請日前3ヶ月間及び申請日以降に50日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限(禁止)の処分を受けた者(当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。)ではないこと。

(ロ) 法、貨物自動車運送事業法及びタクシー業務適正化特別措置法等の違反により申請日前6ヶ月間及び申請日以降に50日車を超過190日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限(禁止)の処分を受けた者(当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。)ではないこと。

(ハ) 法、貨物自動車運送事業法及びタクシー業務適正化特別措置法等の違反により申請日前1年間及び申請日以降に190日車を超過する輸送施設の使用停止処分以上又は使用制限(禁止)の処分を受けた者(当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。)ではないこと。

(ニ) 法、貨物自動車運送事業法及びタクシー業務適正化特別措置法等の違反により、輸送の安全の確保、公衆の利便を阻害する行為の禁止、公共の福祉を阻害している事実等に対し改善命令を受けた場合にあっては、申請日前に当該命令された事項が改善されていること。

(ホ) 申請日前1年間及び申請日以降に自らの責に帰する重大事故を発生させていないこと。

(ヘ) 申請日前1年間及び申請日以降に特に悪質と認められる道路交通法(昭和35年法律第105号)の違反(酒酔い運転、酒気帯び運転、過労運転、薬物等使用運転、無免許運転、無車検(無保険)運行及び救護義務違反(ひ

・ 「(健康保険・厚生年金保険)新規適用届(写)」及び「労働保険/保険関係成立届(写)」等の確認書類、宣誓書など、社会保険等加入義務者が社会保険等に加入する計画があることを証する書面の添付を求め、確認することとする。

(3)について

・ 本規定を適用する役員の範囲については、名目上の役員として経営を行わなくとも、相談役、顧問等として事業の経営に関与し、実質的に影響力を及ぼすおそれが否定できないことから、これらの者についても本規定の対象とすることとしたものであり、法第7条の趣旨を維持するために設けるものである。

・ 「処分を受けた者ではないこと」の判断については、処分権者が違反行為を行った事業者に対して、道路運送法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律等に基づき行政処分を行った日(行政処分の命令書に記載された当該命令を発出した日)をもって判断するものとする。

<p>き逃げ)等)がないこと。</p> <p>(ト)旅客自動車運送事業等報告規則(昭和39年運輸省令第21号)、貨物自動車運送事業報告規則(平成2年運輸省令第33号)及び自動車事故報告規則に基づく各種報告書の提出を適切に行っていること。</p> <p>(チ)自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)の違反により申請日前2年間及び申請日以降に営業の停止命令、認定の取消し又は営業の廃止命令の処分を受けた者(当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として在任していた者を含む。)ではないこと。</p>	
<p>12. 損害賠償能力</p> <p>旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示(平成17年国土交通省告示第503号)で定める基準に適合する任意保険又は共済に計画車両の全てが加入する計画があること。</p>	<p>12. 損害賠償能力</p> <p>契約申込書の写し、見積書の写し、宣誓書など、計画車両の全てが任意保険又は共済に加入する計画があることを証する書類の添付を求め、確認するものとする。</p>
<p>13. 適用</p> <p>(1)許可に付した条件の変更又は解除、事業計画の変更、譲渡譲受、合併、分割又は相続、運送約款の認可等の申請については、「一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーを除く。)の許可及び認可等の申請に関する審査基準について」(平成21年10月1日付け近運自二公示第43号)を準用する。</p> <p>(2)運輸開始までに社会保険等加入義務者が社会保険等に加入する旨の条件を付すこととする。</p>	<p>13. 適用</p>
<p>14. 申請時期等</p> <p>(1)申請時期</p> <p>許可の申請は、随時受け付けるものとする。</p> <p>ただし、法第8条の緊急調整地域に指定されている地域を営業区域とする申請の受付は行わない。</p> <p>(2)標準処理期間</p> <p>原則として、随時行うこととする。ただし、標準処理期間を考慮した上で一定の処分時期を別途定めることができることとする。</p>	<p>14. 申請時期等</p>

<p>15. 事業計画の変更の認可に付す条件及び期限 隣接市町村を営業区域とする事業計画の変更の認可に当たっては、以下の条件及び期限を付すものとする。 (1) 隣接市町村の区域に係る輸送は、隣接市町村に接する府県の境界に接する市町村に所在する営業所において運送の引受けを行うものに限る。 (2) 期限は認可後2年間とする。</p>	<p>15. 事業計画の変更の認可に付す条件及び期限</p>
<p>16. 挙証等 申請内容について、客観的な挙証があり、かつ、合理的な陳述がなされるものであること。</p>	<p>16. 挙証等 上記のほか、挙証等のため必要最小限の範囲で図面その他の資料の提出を求めることとする。</p>
<p>附 則 1. この公示は、平成16年4月1日以降に申請を受け付けたものから適用する。 2. 事案の処理に際しては本審査基準によるほか、申請窓口に着用する「一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業）の許可の申請に関する審査基準について」の細部取扱について（平成20年6月30日付け近運自二第286号）通達の定めによるものとする。</p> <p>附 則 1. この公示は、平成16年8月1日以降に処分を行うものから適用する。</p> <p>附 則 1. この公示は、平成17年4月28日以降に申請を受け付けたものから適用する。</p> <p>附 則 1. この公示は、平成18年10月10日以降に申請を受け付けたものから適用する。</p> <p>附 則 1. この公示は、平成19年9月10日以降に申請を受け付けたものから適用する。 2. 「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」（平成15年3月18日、国自整第216号）の一部改正に伴い、整備管理者の外部委託が禁止される者について、同通達の施行時点で外部委託を行っている一般乗用旅客自動車運送事業者については施行日から2年間、施行前に一般乗用旅客自動車運送事業の許可を申請したものについては、その申請による運輸の開始の日から2年間、外部委託を継続すること</p>	

を可能とする。

附 則

1. この公示は、平成20年7月1日以降に申請を受け付けたものから適用する。

附 則

1. この公示は、平成21年10月1日以降に申請を受け付けたものから適用する。

附 則

1. この公示は、平成21年12月1日以降に処分を行うものから適用する。

1. 所要資金及び事業開始に要する資金の内訳

別添様式

1. 所要資金及び事業開始に要する資金の内訳

項目	所要資金額	事業開始までに要する資金	備考
(イ)車両費	(取得価格(含未払金)) (1年分のリース料)	(分割の場合割金及び2月分の賃借料、 ただし、一括払いの場合左欄と同額) (2月分のリース料)	
(ロ)土地費	(取得価格(含未払金)) (1年分の賃借料)	(分割の場合割金及び2月分の賃借料、 ただし、一括払いの場合左欄と同額) (2月分の賃借料)	
(ハ)建物費	(取得価格(含未払金)) (1年分の賃借料)	(分割の場合割金及び2月分の賃借料、 ただし、一括払いの場合左欄と同額) (2月分の賃借料)	
(ニ)機械器具及び什器備品	(取得価格(含未払金))	(左欄と同額)	
(ホ)運転資金			
・運送費			
人件費	(2月分)		
燃料油脂費	(2月分)		
修繕費	(2月分)		
その他経費	(2月分)		
・管理経費			
人件費	(2月分)		
その他経費	(2月分)		
計		(左欄と同額)	
(ヘ)保険料等			
自賠責保険料	(1年分)		
任意保険料	(1年分)		
自動車重量税	(1年分)		
自動車税	(1年分)		
自動車取得税	(全額)		
登録免許税	(全額)		
計		(左欄と同額)	
(ト)その他創業費等	(全額)	(左欄と同額)	
合計			
50%相当額			
自己資金額			

※ 備考欄には、内訳等を適宜記載する。

2. 資金の調達方法

2. 資金の調達方法

(1) 法人の場合

項目	既存法人	設立法人	出資者名	出資金額
資本金				
剰余金等				
増資資本金				
合計				

項目	申請事業充当額
現金預金	
その他流動資産	
調達資金合計(自己調達)	

(2) 個人の場合

金融機関名	預貯金等の種類	預貯金等の発行番号	申請日現在預貯金額
合計(自己資金額)			